

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関するミニ知識です。

1 自動車の税金は誰が払うの？

平成25年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。送付された納税通知書で5月中にお納めください。

また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

2 年度の途中で廃車にした場合はどうなるの？

年度の途中で廃車にした場合は、抹消登録が行われた月の翌月分から月割計算で減額となります。既に税金を納めていただいている場合は還付されます。

もし、お手持ちの自動車に乗らなくなったときは必ず廃車手続きをお願いします。手続きが無い場合は翌年も課税されてしまいます。

3 減免制度はあるの？

障害者手帳等をお持ちの方が個人名義の自動車を利用される場合は減免制度があります。

※詳しくは、支庁総務課税務係へご相談ください。

5月は自動車税の納期です

自動車税の納税通知書は5月1日に発送されます。
お手元に届きましたら、5月31日までにお近くの
金融機関等でお納めください。
